

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 62 号

函館市消費生活センター条例の一部改正について

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例

函館市消費生活センター条例（昭和 49 年函館市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（開所時間等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 次条第 1 号の消費生活相談を行う時間は、規則で定める。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 消費生活相談（消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談をいう。）

第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条第 2 項第 1 号中「前条」を「第 3 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（組織等）

第 4 条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長およびセンターの事務を行うために必要な者が置かれるものとする。

2 センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する要件を満たす消費生活相談員が置かれるものとする。

3 前項の消費生活相談員については、その専門性に鑑み、適切な人材および処遇の確保に必要な措置が講じられるものとする。

4 センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する者については、資質の向上のための研修の機会が確保されるものとする。

(情報の安全管理)

第5条 センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報については、漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織および運営等に関する規定を整備するため